

畑かん利用と散水器具の導入について

肝属中部地区では平成 30 年度より一部通水が開始され、各地区への給水栓の設置や申し込まれた散水器具の導入など県営事業で実施しており、既に県営事業で整備された地区では水利用により、計画的な播種や植え付けを行っている方がいらっしゃいます。

畑かん水利用に際しては、「給水開始申込書」の提出が必要であり、10a あたり右上表の賦課金が賦課されます。畑かん水を効率的に利用するためには、目的に合った散水器具の整備が必要となってきますが、散水器具の導入については、補助制度の活用をご検討ください。

肝属中部畑地かんがい整備事業において、県営で実施される事業期間中であれば、散水器具導入のための補助制度があり、約 20%の自己負担で散水器具を導入することが可能になります。さらに、肝付町では畑かん散水器具導入支援事業を行っており、約 7%の自己負担で導入することが可能ですのでご検討ください。

工事の時期に関しては、原則として申込年度の翌年度となります。事業完了後の導入費用については、全て自己負担になるため、事業完了前年までの申込をお願い致します。

令和 4 年度事業完了予定地区（事業完了間近の地区）

- ・ 第三肝付地区（鳥越・笹ヶ尾・永野地区周辺）
- ・ 第七肝付地区（東迫・寺町ヶ丘・中村園
・ 高山温泉ドーム周辺）

※その他の地区の事業完了予定年度

第五・第六肝付地区（令和 7 年度）

第二吾平東部地区（令和 9 年度）

【水利用賦課金（10a あたり）】

- ・ 茶 9,000 円
- ・ 施設園芸 9,000 円
- ・ 普通畑 3,600 円

※約 1 年間あたりの金額です

散水器具の例↓



「レインガン」



「ロールカー」



「散水チューブ」

補助制度には一定の要件がありますので、詳細や申込につきましてはお問い合わせください。

お問い合わせ先 肝付町役場 農業振興課 畑かん対策係 0994(65)8417

肝属中部土地改良区 0994(45)7120